

夏の電力不足に伴う節電の取組みとお願い

今夏の電力不足が懸念されるなか、公表された政府の「夏期の電力需給対策」では、企業や一般家庭において使用最大電力を昨年比一律15%削減と示されました。町では、電力需要のピーク期間及び時間帯における使用電力を抑制し、これまで以上の効果的な節電に取組み、夏期本番(7月～9月)に備えていきます。

また、公共施設の貸出しについては、改めて町ホームページ等でお知らせいたします。

■主な取組内容／

- 空調、照明に係る節電
- クールビズの期間拡大(5月から10月まで)
- OA機器等の節電(パソコン・コピー機等の使用方法の見直しや冷蔵庫・給湯器等の使用自粛)
- 一斉消灯などによる節電

町民の皆さんへのお願い

町民一人一人の節電が、被災地の復興と電力の安定した供給につながります。町民の皆さんも節電にご協力をお願いします。

節電対策の一例

- エアコン＝室温28℃を心がけましょう。また、“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげましょう。
- 冷蔵庫＝設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込まないようにしましょう。
- 照明＝日中は消灯し、夜間もできるだけ照明を減らしましょう。
- 待機電力＝本体の主電源を切り、長時間使わない機器は、コンセントからプラグを抜きましょう。

※参考 資源エネルギー庁ホームページ URL <http://www.enecho.meti.go.jp/>

まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／下水道担当 ☎ 991-1844
越谷・松伏水道企業団 ☎ 048-966-3931

東日本大震災で避難された方の 水道料金・下水道使用料を減免します

■対象者／①東日本大震災の被災地から松伏町に避難された方で、水道及び下水道の利用者として申込みをされた方。②被災者を受け入れている松伏町の水道利用者及び下水道利用者。

■減免金額／全額免除。ただし、被災者を受け入れている場合は、過去1年(前年度)の平均使用水量の超過分とする。

■減免期間／減免申請受付以降の検針分から平成24年3月検針分まで

■申請窓口／まちづくり整備課、又は越谷・松伏水道企業団お客さま課

■必要な書類等／被災地に住んでいたことが分かる書類(り災証明書、運転免許証、健康保険証等)、印鑑

総務課のお知らせ

問合せ／庶務防災担当 ☎ 991-1893

東日本大震災の被災地に 義援金1,124,009円を送金しました

平成23年3月14日から受け付けた「東日本大震災義援金」につきましては、皆さまの温かいご支援により4月8日に続き、第2回目の送金を5月17日に1,124,009円を日本赤十字社埼玉県支部を通じて送金しました。

今回の送金により、松伏町から送金した額は合計で4,574,867円となりました。

皆さまのご支援ご協力に対し、紙面を通じてお礼申し上げますと共に、今後も継続して義援金箱を設置しますので、引き続きご支援ご協力をお願いします。

なお、個人としてご協力いただいた皆さまのほか、ご協力いただいた団体は下記のとおりです。(敬称略)
松葉地区ソフトボール大会、第三区連合自治会、町民ゴルフ同好会、築比地下雷電講、松伏町野球連盟、松伏心身障害児・者親の会スマイルクラブ